

国住備第 782 号
令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱の一部改正について

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成 1 8 年 3 月 2 7 日付け国住備第 1 2 7 号）の一部を改正し、別添のとおりとしたので通知する。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方願いする。

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱

〔平成18年3月27日〕
〔国 住 備 第 127号〕

最終改正 令和8年4月7日 国住備第782号

第1 通則

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2893号等）及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2894号等）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業の対象等に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害公営住宅

法第2条第二号に規定する公営住宅であつて、次に掲げるものをいう。

- イ 法第8条第1項の規定による国の補助（同条第6項及び第7項の規定に基づき、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する復興交付金、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第3項に規定する交付金若しくは同法第46条第3項に規定する交付金を法第8条第1項の補助とみなす場合又は福島復興再生特別措置法第27条第1項若しくは同法第39条第1項の規定により読み替えられた法第8条第1項の規定を適用する場合を含む。）を受けて建設又は買取りをした公営住宅
- ロ 法第8条第1項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（法第17条第2項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）
- ハ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第22条第1項の規定の適用を受けて建設又は買取りをした公営住宅（福島復興再生特別措置法第27条第1項又は同法第39条第1項の規定により読み替えられた激甚法第22条第1項の規定を適用して建設又は買取りをした公営住宅を含む。）
- ニ 激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅であつ

て激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（法第17条第3項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）又は福島復興再生特別措置法第27条第1項に規定する特定帰還者若しくは同法第39条第1項に規定する居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅

二 災害公営住宅家賃低廉化事業

地方公共団体が平成18年度以降に管理開始される災害公営住宅の家賃の低廉化を行う事業をいう。

第3 対象

災害公営住宅家賃低廉化事業の対象は、災害公営住宅等の家賃の低廉化（災害公営住宅を地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）第2条第十一条の二に掲げる住宅としたもの（以下「地域優良賃貸住宅（災害公営住宅一時活用タイプ）」という。）の家賃の低廉化を含む。以下同じ。）に係る事業とする。

第4 災害公営住宅等の家賃の低廉化に係る対象額

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額は、第2第一号イ及びロの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年8月30日付け建設省住備発第87号）の定めるところに従い、同要領第6の規定に基づき算定した補助基本額をいう。以下この項において同じ。）に3分の4を乗じた額を合計した額と、第2第一号ハ及びニの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額に3分の4（最初の5年間は2分の3）を乗じた額を合計した額の合計額とする。

- 2 前項の対象額の算定において、地域優良賃貸住宅（災害公営住宅一時活用タイプ）における一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第126号）第8第7項に基づき算定した家賃低廉化対象額とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。ただし、第2第1号イ、ハ及びニの規定は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

○災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成 18 年 3 月 27 日国住備第 127 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱 平成18年 3 月27日 国 住 備 第 127 号 <u>最終改正 令和 8 年 4 月 7 日国住備第782号</u> 第 1 通則 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日付け国官会第2317号）、福島再生加速化交付金（帰還・<u>移住等</u>環境整備）実施要綱（平成26年 2 月28日付け国官会第2893号等）及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年 2 月28日付け国官会第2894号等）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業の対象等に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 用語の定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害公営住宅 法第 2 条第二号に規定する公営住宅であって、次に掲げるものをいう。	災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱 平成18年 3 月27日 国 住 備 第 127 号 <u>最終改正 平成27年 5 月 7 日国住備第21-6号</u> 第 1 通則 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日付け国官会第2317号）、<u>東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年 1 月 6 日付け府復第 3 号、23文科政54号、厚生労働省発会0106第 3 号、国官会第2357号、環境政発第 120106002号）</u>、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（平成26年 2 月28日付け国官会第2893号等）及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年 2 月28日付け国官会第2894号等）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業の対象等に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 用語の定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害公営住宅 法第 2 条第二号に規定する公営住宅であって、次に掲げるものをいう。

イ 法第8条第1項の規定による国の補助（同条第6項及び第7項の規定に基づき、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する復興交付金、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第3項に規定する交付金若しくは同法第46条第3項に規定する交付金を法第8条第1項の補助とみなす場合又は福島復興再生特別措置法第27条第1項若しくは同法第39条第1項の規定により読み替えられた法第8条第1項の規定を適用する場合を含む。）を受けて建設又は買取りをした公営住宅

ロ～ニ （略）

二 （略）

第3 対象

災害公営住宅家賃低廉化事業の対象は、災害公営住宅等の家賃の低廉化（災害公営住宅を地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）第2条第十一条の二に掲げる住宅としたもの（以下「地域優良賃貸住宅（災害公営住宅一時活用タイプ）」という。）の家賃の低廉化を含む。以下同じ。）に係る事業とする。

第4 災害公営住宅等の家賃の低廉化に係る対象額

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額は、第2第一号イ及びロの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年8月30日付け建設省住備発第87号）の定めるところに従い、同要領第6の規定に基づき算定した補助基本額をいう。以下この項において同じ。）に3分の4を乗じた額を合計した額と、第2第一号ハ及びニの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額に3分

イ 法第8条第1項の規定による国の補助（同条第6項及び第7項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する復興交付金、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第3項に規定する交付金若しくは同法第46条第3項に規定する交付金を法第8条第1項の補助とみなす場合又は福島復興再生特別措置法第27条第1項若しくは同法第39条第1項の規定により読み替えられた法第8条第1項の規定を適用する場合を含む。）を受けて建設又は買取りをした公営住宅

ロ～ニ （略）

二 （略）

第3 対象

災害公営住宅家賃低廉化事業の対象は、災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業とする。

第4 災害公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額は、第2第一号イ及びロの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年8月30日付け建設省住備発第87号）の定めるところに従い、同要領第6の規定に基づき算定した補助基本額をいう。以下同じ。）に3分の4を乗じた額を合計した額と、第2第一号ハ及びニの住宅について、一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額に3分の4（最初の5

の4（最初の5年間は2分の3）を乗じた額を合計した額の合計額とする。 <u>2 前項の対象額の算定において、地域優良賃貸住宅（災害公営住宅一時活用タイプ）における一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第126号）第8第7項に基づき算定した家賃低廉化対象額とする。</u> 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u>	年間は2分の3）を乗じた額を合計した額の合計額とする。 <u>（新設）</u> 附 則 （略） <u>（新設）</u>
---	---